平成２２年（フ）第４１９８号
大阪府大東市御領３丁目１番29号
債務者　森川電気商会こと　森川　佳和
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４２５７号
大阪府門真市石原町11番18号
債務者　峯野千惠子
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４２７４号
大阪府守口市南寺方北通２丁目14番９号
債務者　山田　優樹
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４２８７号
大阪市天王寺区堂ケ芝１丁目４番17号ヴォーヌング堂ケ芝601号
債務者　星野ミドリ
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４３５９号
大阪府東大阪市永和３丁目11番４号
債務者　武智美津子
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４３６７号
大阪市生野区桃谷４丁目１番２ー801号
債務者　金岡こと　金　　和雄
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４３６８号
大阪市生野区桃谷４丁目１番２ー801号
債務者　金岡ヒデコこと　金　　**畢**男
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４４８３号
大阪府箕面市桜井２丁目５番28号
債務者　野田　博司
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４４８４号
大阪市住吉区万代２丁目６番４ー602号
債務者　三輪　雅之
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４５００号
大阪市住吉区長居１丁目７番９ー301号
債務者　大杖　静枝
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４７３２号
大阪府八尾市青山町４丁目５番48ー103号
債務者　原田　正博
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４７５７号
大阪市此花区伝法６丁目５番８ー401号
債務者　畑山　大輔
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４７７５号
大阪府吹田市高野台４丁目１番B58ー208号
債務者　高橋　律子
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４７７７号
大阪市西区靱本町３丁目10番21ー712号
債務者　東田惠美子（旧姓宮原）
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４８５４号
大阪府門真市幸福町26番７号
債務者　齊藤　文則
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４９０７号
大阪府大東市北条３丁目１ー19、住民票上の住所大阪府四條畷市清滝新町10番401号
債務者　赤司　隆之
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４９２４号
大阪市浪速区恵美須西２丁目８番19ー605号
債務者　松下ひとみ
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４９２９号
大阪市住之江区西住之江２丁目４番20号　サンキョウハイツ304
債務者　谷尾　　潔
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部